

安中市総合計画（後期基本計画）策定のための意見募集（パブリックコメント）の結果について

番号	項目	頁	お寄せいただいたご意見（要旨）	市の考え方
1	1 自然の適切な利用 【1】適正な土地利用の推進 《現況と課題》	1	岩野谷地区をはじめとする廃棄物処理施設の問題について、課題として例示されていないのはおかしい。	・廃棄物処理施設の設置許可権限は県にあるので、ご意見は真摯に受け止め、今後も国・県に対して一地域に処分場が集中しないような法整備を働きかけていきたいと考えております。
2	1 自然の適切な利用 【1】適正な土地利用の推進 《施策の目標》	2	生活環境と豊かな自然環境を享受できるよう、ゴミ処分場の設置禁止条例や放射能汚染土壌、重金属汚染土壌の除染義務条例などを早期に作成すること。 また、指標として、水道原水の水質や水道水の塩素濃度などを採用すべきである。	・廃棄物処理施設の設置は、国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が基本の法律であり、その法律を上乗せする条例の制定はできません。従って市はこれまでと同様に国及び県に対して一地域に処分場が集中しないような法整備を働きかけていきたいと考えております。また、土壌の放射性物質につきましては、現在のところ市内には国の定める除染が必要な面的区域は存在しません。今後も把握に努め、状況によって、国の対応も見極めたいと考えております。なお、重金属汚染土壌問題につきましては、「4. 安全な市民生活の確保【5】公害防止」で掲げております。 ・本施策では安中市全体の土地利用について記述しているため、指標ではなく土地利用の推移（地目）としております。
3	1 自然の適切な利用 【2】自然環境の保全と活用 《現況と課題》	3	水の重要性をうたっているが、ゴミ処分場の設置による下流域への深刻な水質汚染について言及がないのはおかしい。 その一方、“上水道などに必要な水量の確保”とあるが、上水道などに必要な水量は足りており、むしろ節水対策として水のリサイクル等をここでは重視すべきである。	・最終処分場の水質の管理に関しては、許可権者である県に対して、法律に則った規制をお願いしております。 ・水は市の発展に欠かせない要素の一つであり、市が今後とも発展して行くための水量の確保と水環境の保全に努めます。なお、節水については「3. 生活環境の整備【1】上水道の整備」に記述しておりますが、その記述を一部修正いたします。 ◇修正案：3. 生活環境の整備【1】上水道の整備 施策の目標 日常生活に欠かすことができないライフラインであることから、節水意識の啓発に努め、将来にわたり安全で安心できる良質な水の安定した確保・供給を目指します。 ◇修正案：3. 生活環境の整備【1】上水道の整備 施策展開の方向(1)「計画的な水道事業」 水需要の動向を踏まえながら、地域水道ビジョンに沿った施策を展開し、将来にわたり安全で安心できる良質な水の安定した確保を目指して水道事業を推進します。また、水資源の大切さについて、市民の理解を深めるとともに、節水や合理的な使用を促進するための啓発に努めます。
4	1 自然の適切な利用 【2】自然環境の保全と活用 《施策の目標》	4	水資源の保全は必要だが、活用は“リサイクル”の意味で使用すべきである。 また、指標として、保安林面積ではなく、水道原水の水質測定値がふさわしいのではないかと。	・治山、治水の促進が安定した水資源の確保に果たす役割は大きいと認識しております。 ・指標についてですが、保安林は水源かん養や土砂崩壊防備等、多数の公共目的を有しており、自然環境の保全と活用を示す指標と考えています。
5	1 自然の適切な利用 【2】自然環境の保全と活用 《施策展開の方向》 (3) 水源対策	4	水源対策について述べているが、“本市に必要とされる水源水量確保”は増田川ダム整備につながるもので削除すること。 またゴミ処分場と水質との関係で、処分場禁止条例の設定について言及すること。 さらに、水源対策のみならず、健全な土壌の回復として、セシウム等放射性汚染土壌やカドミウム等重金属汚染土壌の撲滅に向けた対応について記載すること。	・治山、治水の促進が安定した水資源の確保に果たす役割は大きいと認識しております。 ・廃棄物処理施設の設置は、国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が基本の法律であり、その法律を上乗せする条例の制定はできません。従って市はこれまでと同様に国及び県に対して一地域に処分場が集中しないような法整備を働きかけていきたいと考えております。 ・土壌の放射性物質につきましては、現在のところ市内には国の定める除染が必要な面的区域は存在しません。今後も把握に努め、状況によって、国の対応も見極めたいと考えております。なお、重金属汚染土壌問題につきましては、「4. 安全な市民生活の確保【5】公害防止」で掲げております。
6	2 都市基盤の整備 【1】道路整備 《現況と課題》	5	課題として大型車両の市道や農道への進入について追記し、進入禁止条例などの対策措置の必要性について言及すること。 あいかわらず、“南北の軸となる幹線道路が不足しており”などと20年前から同じ記載をしているが、見直すこと。道路網の整備は必要最小限にし、既存道路のメンテナンスに重点を置くこと。 また、道路の維持管理にあたって、道路里親制度について言及しているが、道路法違反の恐れが生じるため、道路法との関連についてきちんと明記すること。 道路管理者以外は道路をいじれないためである。もし、道路清掃行事を住民に要請する場合には、道路法との整合性について文書に記載し、市民に配布して理解を得たいで行うこと。	・道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限等については、道路法第46条から第47条の4に規定がありますので、必要と認められる場合には、これに基づき、道路管理者としての措置を講じます。また、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための規制等については、道路交通法第4条に都道府県公安委員会による規制の規定がありますので、必要な場合には関係機関に働きかけ等を行って参りたいと考えております。 ・本市の現況を見た場合には、依然として東西方向の道路軸に比べて、南北軸が不足していると考えております。ただし、他にわかりにくい部分がありましたので、記述を一部修正いたします。 ◇修正案：《現況と課題》2番目の○ ○本市は、関東と信越を結ぶ上信越自動車道に松井田妙義と碓氷軽井沢の2つのインターチェンジを有し、高速道路網への接続が容易となっております。本市の道路交通網は、市中央部を東西に走る国道18号を中心に構成され、依然として南北の軸となる幹線道路が不足しており、地域の一体性を図るため道路網の整備が必要です。また、… ・道路里親制度は、道路管理者と合意書を取り交わすことにより、道路の一定区画が住民や企業によって愛情と責任を持って清掃美化されることから「アダプト（養子にする）」に例えられ、「アダプト・プログラム」と呼ばれています。ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業にまちづくりに参加してもらい、美しい生活環境や快適な空間をつくる新しいシステムです。2011年度末現在で、実施自治体数369自治体、参加団体数約26,000団体、活動者数約140万人が参加しております。
7	2 都市基盤の整備 【1】道路整備 《施策の目標》	6	指標名として市道改良率を挙げているが、歩道の設置率だとか、あるいは古い舗装の更新率のほうが、指標としてふさわしいと思う。	・さまざまな指標が考えられますが、ここでは、道路の整備状況を示す主要な指標である「市道改良率」をあげております。
8	2 都市基盤の整備 【1】道路整備 《施策展開の方向》 (1) 広域幹線道路の整備	6	国道や県道について言及しているが、市の管轄外なので記載は不要なのではないかと。 また、広域幹線道路として、西毛広域幹線道路の安中工区の早期完了の促進を挙げているが、ここで強調するのはふさわしくないと思う。	・市内の国道や県道については、市が直接的な関与はできないものの、根幹をなす道路であることから、渋滞の解消や安全対策等の要望等を国や県にお願いしたいと考えております。 ・西毛広域幹線道路は安中市を含め4市にまたがる全長約28Kmの道路であり、県の「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」の中では、「西毛軸」として位置付けられ、県が事業主体で進めております。安中工区約1.9Kmが本年度から事業着手され、本市においても必要性を認識しております。
9	2 都市基盤の整備 【1】道路整備 《施策展開の方向》 (2) 幹線道路の整備	6	幹線道路の整備として“必要性の高い道路”という表現があるが、抽象的過ぎて意味不明である。	・ご指摘の箇所につきましては、ご意見のとおり、わかりにくい表現と思われるので、記述を一部修正いたします。 ◇修正案：施策展開の方向(2)「幹線道路の整備」 都市計画道路については、当初の計画から20年以上の長期にわたり整備のされていない道路について、「都市の将来像・まちづくりとの整合性」「道路に求められる機能の確保」「整備優先性」の視点から必要性を検討したうえで、計画の見直しを行うとともに、必要性の高い道路について、できるだけ早い時期での整備を目指します。また、…

10	2都市基盤の整備 【1】道路整備 《施策展開の方向》 (3)生活道路の整備	6	ここでも道路里親制度について言及しているが、道路法との関連について明記すること。生活道路の整備として、「安中市道路里親制度実施要綱」なるものを引用しているが、道路法との整合性の観点から法的根拠について明記した文書を市民に公表して、理解を得ることが前提である。	・道路里親制度は、道路管理者と合意書を取り交わすことにより、道路の一定区画が住民や企業によって愛情と責任を持って清掃美化されることから「アダプト(養子にする)」に例えられ、「アダプト・プログラム」と呼ばれています。ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業にまちづくりに参加してもらい、美しい生活環境や快適な空間をつくる新しいシステムです。2011年度末現在で、実施自治体数369自治体、参加団体数約26,000団体、活動者数約140万人が参加しております。なお、記述を一部修正いたします。 ◇修正案：施策展開の方向(3)「生活道路の整備」 …づくりに努めます。また、「道路里親制度」を活用して、市民と行政との協働による生活道路の美化・清掃に取り組みます。
11	2都市基盤の整備 【1】道路整備 《施策展開の方向》 (4)橋梁耐震補強対策	6	“震災に耐えられるよう”橋梁補強とあるが、“震災”だけでは意味不明であり、きちんと震度等のレベルを明示する必要がある。	・耐震設計は、発生確率が高い地震動を想定して設定する設計地震動をレベル1地震動、より発生確率が低く大きな地震動を想定して設定するものをレベル2地震動として、道路橋示方書に則って行われています。気象庁では地震を単に震度階で表現しますが、実際は同じ震度でも内陸地殻内地震かプレート境界地震かによって加速度時刻歴波形が異なり、橋梁・家屋や土地などに影響する力は様々です。そのため、震度〇〇と記載したとしてもその数字以下の地震で橋が壊れてしまう場合もありますので、補強に対して誤解を招かないよう、数字での表記は避けさせていただきます。 ◇修正案：施策展開の方向(4)「橋梁耐震補強対策」 橋梁については、地震による落橋を防止する工事を実施して市民生活の安全を確保するとともに、道路橋の「長寿命化計画」に基づいて計画的な維持管理を行います。
12	2都市基盤の整備 【2】公共交通整備 《現況と課題》	7	公共交通の必要性は高まっている、との記述があるが、本当にそうだろうか。交通弱者に対する対策で十分だと思う。 観光路線は、自転車の貸し出しや、散策コース、あるいは駐車場の整備で十分だと思う。公共交通は観光には不要と思う。	・本市の公共交通(乗合バス・タクシー)の主な利用者は車の免許を持たない高齢者や学生であり、ともに交通弱者です。今後は更に高齢者の割合が増えると予想されますが、市民の移動手段の確保という観点から公共交通の充実が必要と考えております。 ・観光路線については、市内の主な観光拠点が鉄道駅から遠方にあることから、鉄道駅と観光拠点を結び二次交通として公共交通の重要性があります。単に観光に特化した路線構成ではなく、生活交通路線の中に観光拠点を取り込んだ形での再編等も視野に入れていきたいと考えております。
13	2都市基盤の整備 【2】公共交通整備 《施策の目標》	8	指標として乗合バス・乗合タクシー利用者数とあるが、むしろ免許証返納数とか、運行距離×人数としたほうがわかりやすいのではないかと。	・公共交通の利用者は免許を返納した方だけではなく、免許を持たない若年層等の利用者もあるため、指標としては、現実的に公共交通を利用している方としました。
14	2都市基盤の整備 【3】市街地整備 《現況と課題》	9	新幹線安中榛名駅周辺のことが記載してあるが、公社土地は市民の重しとなっていると感じているため、安中榛名駅周辺については触れないこと。それよりも安中市内のまちなみがどンドン歯抜けの状態になっている。それをどう対策するかの方が大切はずだ。 さらに原発事故の影響や、重金属汚染土壌対策などについても課題として言及する必要があるはず。いずれも早期の除染が最重要課題であるはず。	・旧市街地と対比する形で新市街地(安中榛名駅周辺)の現況と課題を記載したものです。 ・ここでは、市街地整備の現況と課題を述べるものであることから、環境汚染に関する課題にはふれていませんが、土壌の放射性物質につきましては、現在のところ市内には国の定める除染が必要な面的区域は存在しません。今後も把握に努め、状況によって、国の対応も見極めたうえで、検討していきたいと考えております。なお、重金属汚染土壌対策につきましては、「4.安全な市民生活の確保【5】公害防止」で掲げております。
15	2都市基盤の整備 【3】市街地整備 《施策の目標》	10	指標として市街地人口の割合(用途地域)とあるが、単純な人口割合ではなく、若い世代に重点を置いた評価を目標値に掲げるべきだ。つまり、若い世代の人口動向を指標とすべきだ。	・市街地整備としての項目であるため、老若男女の区別をすること無く、市街地人口の状況を掲載しますが、目標設定に馴染まないこと、他に適切な指標がないことから、指標ではなく市街地人口の推移に変更いたします。 ◇修正案：施策の目標 指標「市街地人口の割合(用途地域)」→推移「市街地人口の推移(用途地域)」
16	2都市基盤の整備 【3】市街地整備 《施策展開の方向》 (2)工業地の環境整備	10	(2)は、製錬所周辺の土壌汚染問題を避けては記載できないはず。	・本施策は市街地の整備方針等について述べるものであることから、ここでは土壌汚染問題にはふれていません。土壌汚染問題につきましては、「4.安全な市民生活の確保【5】公害防止」で掲げております。
17	2都市基盤の整備 【4】住宅対策 《現況と課題》	11	公営住宅について詳しく記載しているが、本当に公営住宅の整備や建替がそんなにコストをかけてまでも重要なのか。民業圧迫という見方もある。今後、人口減少社会になるわけで、公営住宅の果たす役割を見直すことが必要。したがって、この項は、大幅に書きなおすべきである。	・公営住宅は、低所得者や被災者等の住宅困窮者向けに必要なと考えております。なお、将来的に必要なとされる戸数は、公営住宅等長寿命化計画策定の中で検討を行い、減らす方向で考えております。
18	2都市基盤の整備 【4】住宅対策 《施策展開の方向》 (2)空き住宅と用地の有効活用	12	持家の取得促進云々とあるが、これは民間の仕事ではないか。 また、空き家、空き地の発生による環境悪化とあるが、意味がわからない。それより住環境悪化として放射性セシウムや重金属汚染問題を重視すべきだ。	・宅地分譲は、空き住宅用地の活用手法の一例を示したものです。 ・老朽空き家を放っておくと、屋根等が飛んで危険な状態となったり、空き地も樹木や雑草が伸び放題となれば、防犯や衛生上好ましくない状態になることを懸念しております。土壌の放射性物質につきましては、現在のところ市内には国の定める除染が必要な面的区域は存在しません。今後も把握に努め、状況によって、国の対応も見極めたうえで、検討していきたいと考えております。なお、重金属汚染土壌問題につきましては、「4.安全な市民生活の確保【5】公害防止」で掲げております。
19	3生活環境の整備 【1】上水道の整備 《現況と課題》	13	生活用水及び工場用水などの水需要に対応するためとして、県営増田川ダムについて言及しているが、これは間違いである。今後の人口減少や、節水や水のリサイクル技術の浸透により生活用水・工場用水ともに需要は大幅に下がる。増田川ダムに固執するのはもうやめてほしい。	・水源の取得には長い年月と多額の費用を必要とします。また、市の発展には水は欠かせない要素の一つであると考えます。市が今後とも発展して行くために必要な水量の確保と、安定給水のための水道施設の整備に努めます。
20	3生活環境の整備 【1】上水道の整備 《施策の目標》	14	指標名として、石綿セメント管残存距離を挙げているが、安中市は他市に比べてこの分野では先進しているはず。もっと別な指標にすべきだ。	・平成11年度より石綿セメント管の更新事業を実施しており、計画では一部を除き平成27年度までに更新を完了する予定ですが、後期基本計画期間の後半まで事業が残るため、水の安定供給を示すものとして、ここでは案に示した指標を採用するものとしています。東日本大震災を経験して人々の水道に対する関心度も上がってきており、今後も安定給水を心がけ、安心安全な水の供給に努めます。

21	3 生活環境の整備 【1】上水道の整備 《施策展開の方向》 (3) 水質保全 ほか	14	(3) に表流水の濁りや有害物質流入について言及しているが、それだからこそゴミ処理施設禁止条例が必要。 また、節水の観点から、現在の水道料金が、いくら一般家庭で使用水量を減らしても、水道料金が2カ月で40㎡までは一律同じという料金体系になっていることを直ぐに改めて、1㎡でも節約したら、それが水量料金に反映されるように料金設定を細分化することが重要である。	・廃棄物処理施設の設置は、国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が基本の法律であり、その法律を上乗せする条例の制定はできません。従って市はこれまでと同様に国及び県に対して一地域に処分場が集中しないような法整備を働きかけていきたいと考えております。 ・自然環境が保護され良質で豊富な水量の確保が大切です。また、安定的に供給できる施設の維持や水質事故などの非常時に備え、検査態勢の整備や緊急時への体制の整備が必要と考えます。節水意識の高揚に向けた取組としては、広報紙、上水道使用水量のお知らせ、市のHP等により行っていますが、現在のところ料金体系の改定については考えておりません。なお、基本料金は2カ月で20㎡までです。ただし、記述を一部修正いたします。 ◇修正案：意見3,4への「市の考え方」の欄を参照
22	3 生活環境の整備 【2】下水道の整備 《現況と課題》	15	本市の下水道普及率が平均以下だが、本市の地理的な状況等を勘案すればおのずと平均云々で比べて論ずるのはナンセンスであり、もっと目標値を実情に即して具体的に下げ設定すべきだ。 さらに、下水管渠に不明水が流入しているというが、なぜ放置しているのか。原因究明に全力を挙げるべきであり、不法投棄者をきびしく罰するように最大限の努力をしなければならない。	・本市では、生活排水を処理するため、地理的条件、地域特性や経済性等を考慮し、下水道・合併浄化槽等の手法により対応することとしております。下水道普及率は総人口に対して下水道を利用出来る区域の人口の割合を示す指標で、本市のように市全体が下水道整備区域でない場合は、自ずと普及率は低くなってしまいますが、全国的に下水道の整備状況を示す指標として採用されており、各自治体等の下水道整備状況の把握等に有効と考えられます。目標値については、利根川上流流域関連安中市公共下水道事業計画における数値を基に算出して設定しています。 ・ここで言う不明水とは、主に台風や豪雨などのあとに管路へ侵入する水を指すもので、それが減るよう、随時調査を行い、異常箇所を発見に努め、その修理を継続的に行っております。
23	3 生活環境の整備 【2】下水道の整備 《施策の目標》	16	下水道普及率を採るようだが、むしろ下水道配管距離のほうが分かり易いのではないか。 また、村落排水処理とか合併浄化槽についてはコスト面からどのように普及させるべきかあるいは見送るべきか、現実に即して判断すべきである。	・下水道管渠延長は地形や人口分布状況により普及率と必ずしも比例しないため、全国的にも指標として採用されている下水道普及率を指標としております。 ・「3.生活環境の整備【5】衛生対策」にも汚水処理に関する記述がありますが、農業集落排水事業（村落排水処理）は、ご意見のとおり費用対効果など他の処理方法とも比較検討し方針を決定すべきものと考えます。
24	3 生活環境の整備 【3】公園・緑地の整備 《現況と課題》	17	市街地はともかく、村落部や中山間地では公園・緑地対策は不要だと思う。	・公園等については、憩いの場、レクリエーションやコミュニティの場として等、目的や利用は様々です。災害時における避難場所や輸送の中継拠点としての使用も想定されます。また、自然、歴史・文化の活用等、様々な内容が考えられることから、目的・内容・規模等を考慮し、地域の特性を活かした整備、バランスのとれた配置を行います。
25	3 生活環境の整備 【3】公園・緑地の整備 《施策の目標》	18	指標として都市計画地域内市民一人当たりの都市公園面積とあるが、公園面積だけで十分だともう。1人当たりだと、村落部の住民も含まれてしまう。村落部の住民はわざわざ公園・緑地を整備しなくても恩恵がないからだ。	・都市公園等の整備水準を示す指標であり、全国的に都市公園の整備目標及び豊かで安全な居住環境の形成という政策目標の達成状況を図るための指標として、「一人当たり都市公園等面積」を設定しております。
26	3 生活環境の整備 【4】環境対策 《現況と課題》	19	この項には、ゴミ処分場によるふるさとの産廃銀座化、製錬所による重金属汚染土壌・食品問題、原発事故による放射能汚染土壌・食品問題などが欠落している。	・ごみ処分場に関しては、国や許可権者である県に対し、一地域に処分場が集中しないような法整備を働きかけていきたいと考えております。また、土壌や食品の放射性物質につきましては把握に努めているところです。現在のところ市内には国の定める除染が必要な面的区域は存在しませんが、今後も把握に努め、状況によって、国の対応も見極めたいと、検討していきたいと考えております。なお、重金属汚染問題につきましては、「4.安全な市民生活の確保【5】公害防止」で掲げております。
27	3 生活環境の整備 【4】環境対策 《施策の目標》	20	指標名として住宅用太陽光発電システム設置補助金交付件数とあるが、太陽光発電量の方がわかりやすいと思う。あるいは、市役所における節電データの推移のほうがわかりやすいと思う。	・環境対策の指標について、システムの最大出力や推定される温室効果ガス削減量等も検討しましたが、最もクリーンエネルギーの普及・拡がりをイメージしやすい「交付件数」としました。
28	3 生活環境の整備 【4】環境対策 《施策展開の方向》 (1) 環境の保全・市民意識の啓発	20	地域清掃活動について言及しているが、道路法との絡みで違法性が問われないように、きちんと文書で住民に説明をして納得を得たうえで実施を要請すべきである。 また、不法投棄については、群馬県の産廃110番が機能していないので、市独自で実施することを考えなければならないと思う。	・地域清掃活動に関しては、地域の環境は地域で守ることが重要であり、以前から地域のボランティア活動として実施しており、今後も推進していきたいと考えております。 ・不法投棄に関しては、現在も重点地区のパトロールの実施や情報の提供を求めており、今後も提供された情報に対しては迅速に対応したいと考えております。
29	3 生活環境の整備 【4】環境対策 《施策展開の方向》 (2) 地球温暖化防止対策	20	公用車の買い替えについて記載があるが、公用車そのものを限界まで廃止し費用の節約を測る方が有効だと思う。	・公用車の保有は必要最小限にとどめ、買い替えについても、走行距離の基準を設けるなどしたうえで検討することとしており、低公害、省エネルギーを考慮しております。
30	3 生活環境の整備 【4】環境対策 《施策展開の方向》 (3) 墓苑	20	(3) に市営霊園墓地について触れているが、樹林墓地公園など時代のトレンドも考慮に入れた上で要不要を含め、判断していくべきだ。	・いただいたご意見は、実施計画の協議において十分に検討させていただきます。
31	3 生活環境の整備 【5】衛生対策 《現況と課題》	21	焼却灰の処理について言及しているが、現在の施設には灰溶融システムがないため、処分場が必要になっているわけであり、それは安中市の先見性の欠如が原因である。現在、市内の処分場に埋め立てているが、焼却灰の溶融システムがあれば、その必要はなかった。その反省がここには記載されていない。	・ごみ焼却場を新設する際に、灰溶融施設の設置が補助金を受けるための条件とされたのは、平成9～16年度の間です。本市焼却施設は平成9年度末竣工であるため、建設計画中には設置する必要はありませんでした。最近、スラグの再利用（土木建築材料の原料化）が思うように進まないことや、多大な運転経費、燃料使用によるCO ₂ 排出等の問題により、全体的には、灰溶融炉を設置する自治体は減少している傾向にあります。
32	4 安全な市民生活の確保 【1】防犯対策 《現況と課題》	23	安全なまちづくりを阻んでいるのは、元市職員による事件の後遺症であり、まずは市役所内の規律改善と実践が第一と考える。そのためにも、事件による103年ローンは一刻も早く解消しなければならない。	・事件後の再発防止対策、経緯や対応等については、これまで市広報等に掲載させていただいたとおりですが、今後も服務規律の遵守とともに不祥事件の再発防止に努めて参ります。
33	4 安全な市民生活の確保 【1】防犯対策 《施策展開の方向》 (3) 地域防犯環境の整備	24	暴力団排除条例の制定もいいが、口利き防止条例の制定を真剣に検討し早期に導入すること。	・現在のところ、口利き防止等に関する条例等の制定は想定しておりませんが、今後、必要に応じ検討したいと考えております。ただし、「暴力団排除条例」については、H24.12に制定されましたので、記述を一部修正いたします。 ◇修正案：施策展開の方向(3)「地域防犯環境の整備」 …暮らすことができるまちづくりを推進します。また、新たに制定した「暴力団排除条例」に基づいた取り組みを進めます。

34	4 安全な市民生活の確保 【2】交通安全対策 《施策展開の方向》 (3) 交通安全環境の整備	27	(3) に交通安全環境の整備を挙げているが、市道や農道への大型車両の乗入禁止条例も早急に必要である。	・道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限等については、道路法第46条から第47条の4に規定がありますので、必要と認められる場合には、これに基づき、道路管理者としての措置を講じます。また、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための規制等については、道路交通法第4条に都道府県公安委員会による規制の規定がありますので、必要な場合には関係機関に働きかけ等を行って参りたいと考えております。
35	4 安全な市民生活の確保 【3】防災対策 《現況と課題》	28	高圧ガス導管にかかる災害防止協定、製錬所の廃棄物最終処分場にかかる災害防止協定と屋根架けについて記載がない。直ちに追記すること。	・総合計画は市政の方向性を示すものであり、地域の事業所等との個々の災害協定等についての記載は考えておりません。ただし、高圧ガス導管等の設置に際しては、道路占用許可時に原形復旧等通常の条件のほかに、維持管理や安全管理、災害発生時の調査、点検、報告等の項目を追加しております。また、製錬所の廃棄物最終処分場における設置許可権限は県にあり、屋根を架けることについては、設置条件に含まれていませんでした。なお、公害防止協定については、地域の要望があれば協定の締結等を検討したいと考えております。
36	4 安全な市民生活の確保 【5】公害防止 《現況と課題》	33	廃棄物処理施設禁止条例や重金属除染条例、セシウム除染条例などの制定が必要。公害防除特別土地改良事業はいつになっても実施に至らないため、土壌汚染防止法などの適用や条例化で一刻も早く事業を進めることが重要である。	・廃棄物処理施設の設置は、国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が基本の法律であり、その法律を上乗せする条例の制定はできません。従って市はこれまでと同様に国及び県に対して一地域に処分場が集中しないような法整備を働きかけていきたいと考えております。また、土壌の放射性物質につきましては、現在のところ市内には国の定める除染が必要な面的区域は存在しません。今後も把握に努め、状況によって、国の対応も見極めたいと考えております。公害防除特別土地改良事業につきましては、群馬県と共に取り組みを進めているところです。
37	9 芸術文化の振興 【2】文化財保護 《現況と課題》	71	文化財に関して、安中市が他の自治体と際立って異なる特色は、近現代の「碓氷峠鉄道施設」と江戸時代の「碓氷関所跡」という、異なる時代を代表する交通遺産が、同じ場所に重層的に存在していることである。その認識が「後期基本計画（素案）」で欠落し、本市の独自性が表現されていない。	・横川・坂本地区には、古代の東山道に始まり、近世の関所、近代の鉄道や国道、更に現代の高速道路に至るまで、交通の要衝としての文化的景観が形成されております。これは全国的に見ても希有なケースであり、この文化的景観を守り、整合性を持ってまちづくりの中に活かしていくためには、広範囲な議論と合意形成が必要であり、拙速な結論は結果として文化的景観の破壊につながる恐れがあると認識しております。複数の文化財を整合性を保ちつつ保存活用することが肝要と認識しており、これらの視点に立って教育委員会と市長部局が緊密に連携しながら、文化財を活かしたまちづくりの検討を進めて参りたいと考えております。ただし、記述を一部修正・追加いたします。 ◇修正案：《現況と課題》2番目の○ ○本市の指定文化財は、国指定5件、県指定22件、市指定72件、登録文化財4件、合計103件（平成24年1月1日現在）に上ります。これらの多様な指定文化財を保護管理するとともに、市の歴史を知るうえで重要な未指定の文化財については、市民の理解と協力を得ながら、追加指定、保存を考える必要があります。 ◇追加案：《現況と課題》3番目の○ ○「碓氷峠鉄道施設」「碓氷関所跡」などが存在する横川・坂本地区は、異なる時代を代表する交通遺産が重層的に存在する特色ある地域として、学術・観光の両面から注目されています。これらは、まちづくりの根幹にかかわる重要な財産であることから、その保存活用方法を十分に研究・検討する必要があります。 ◇追加案：《現況と課題》4番目の○ ○「中宿糸操燈籠人形」「八城の人形浄瑠璃」などの無形文化財については、後継者不足などにより保存・継承の危機にあるものも多く、後継者の育成支援などが求められています。 ・碓氷関所跡の施設整備についてですが、文化財保護の観点からは、史跡（重要文化財）指定範囲には、原則として、遺構を破壊する形での建造物の建設は、認められておりません。従って資料館やトイレ・駐車場などの便益施設も、史跡（重要文化財）指定範囲外につくる必要があり、範囲外であっても文化的景観を損ねるような至近距離につくることは望ましくありません。文化的景観を保つようバッファゾーン（緩衝地帯）を設け、その範囲外に設置することが望ましいと考えます。めがね橋の駐車場も、お客様にはご迷惑をおかけしておりますが、250m程上流のめがね橋から望見できない場所に設置されております。 ・アプトの道周辺の施設整備については、「13.観光の振興【1】観光の振興」に位置づけております。ご意見の、アプトの道のトイレ整備については、国重要文化財のバッファゾーン（緩衝地帯）の問題のほか、めがね橋に水、電気のインフラがないことから整備が進まない状況にありますが、関係機関と協議、検討を進め整備したいと存じます。なお、自動販売機については、環境美化の観点から国立公園内には設置しない方向で考えております。
38	9 芸術文化の振興 【2】文化財保護 《施策展開の方向》 (1) 文化財の保護・活用	72	「碓氷関所跡」は、その歴史的意義から全国的に知名度が高く、豊富な資料とロケーションに恵まれているから来訪者が多い。整備次第で活用の効果は大いに期待できる。いつまでも研究・検討では許されない。活用の実質を高める事業に着手し、合わせて懸案の国史跡化の可能性確認を急ぐべきである。	
39	9 芸術文化の振興 【2】文化財保護 《施策展開の方向》 (1) 文化財の保護・活用	72	碓氷関所跡を見学する観光客が、近年非常に増えております。歴史的にも価値ある碓氷関所。早く保存、整備の検討をお願いしたい。資料館、トイレ、駐車場の整備など。 また、鉄道文化むら、旧丸山変電所、めがね橋等総合的に整備し、（例えばアプトの道を花でいっぱいにするとか）これらを真剣に取り組んで地域活性化につなげてほしい。アプトの道を歩いている人たちの声…トイレがほしい、自動販売機がほしいなど。	
40	11 農林水産業の振興 【1】農業の振興 《現況と課題》	75	製錬所周辺の汚染土壌と、松井田地区を中心とするセシウム等による放射性物質汚染土壌問題について言及がないのはおかしい。	・製錬所周辺の汚染土壌対策については、「4.安全な市民生活の確保【5】公害防止」で公害防除特別土地改良事業として記述していますので、ここでは、「農業土地基盤の整備」に包含しております。また、土壌の放射性物質につきましては、現在のところ市内には国の定める除染が必要な面的区域は存在しませんが、今後も把握に努め、状況によって、国の対応も見極めたいと考えております。農地につきましても、国や群馬県による現在までの土壌調査等の結果から通常の肥培管理を実施していただくことで対応が可能との判断が示されております。
41	13 観光の振興 【1】観光の振興	84	本市は、自然環境・交通環境に恵まれている中で、歴史的街道文化財遺産で日本を代表する関所の一つである、碓氷関所跡があります。本格的に調査すれば、国指定史跡に十分なり得る貴重な文化財です。この関所を復元保護し、後世に伝えていくことは、本市の活性化はもとより、観光資源としても活用できます。復元は大事業になると思いますが、将来的に見ても、本市の観光振興に欠くことのできない事業であると思います。ぜひ、本市の総合計画後期基本計画にのせて、碓氷関所復元に対する計画を立ててください。	・横川・坂本地区には、古代の東山道に始まり、近世の関所、近代の鉄道や国道、更に現代の高速道路に至るまで、交通の要衝としての文化的景観が形成されております。これは全国的に見ても希有なケースであり、この貴重な文化的景観を守り、整合性を持ってまちづくりの中に活かしていくためには、広範囲な議論と合意形成が必要であり、拙速な結論は結果として文化的景観の破壊につながる恐れがあると認識しております。これらの視点に立って教育委員会と市長部局が緊密に連携しながら、文化財を活かしたまちづくりや観光振興の検討を進めて参りたいと考えております。ただし、碓氷関所跡等については「9.芸術文化の振興【2】文化財保護」にも記載がありますので、それを一部修正・追加いたします。 ◇修正案：意見37,38,39への「市の考え方」の欄を参照 ・碓氷関所跡の施設整備についてですが、文化財保護の観点から、史跡（重要文化財）指定範囲には、原則として、遺構を破壊する形での建造物の建設は認められておりません。従って資料館やトイレ・駐車場などの便益施設は、史跡（重要文化財）指定範囲外につくる必要があり、範囲外であっても文化的景観を損ねるような至近距離につくることは望ましくありません。文化的景観を保つようバッファゾーン（緩衝地帯）を設け、その範囲外に設置することが望ましいと考えます。 ・旧丸山変電所も国の重要文化財指定を受けていることから、バッファゾーン（緩衝地帯）の問題、インフラ未整備の問題があり、トイレの整備が困難でご迷惑をおかけしております。現状では、内部公開されていないことから、長時間の滞在はなく、麻苧茶屋、峠の湯に公衆トイレがあり、約2kmの行程ですので、パンフレット、案内板等を活用して情報提供に努めて参りたいと考えておりますが、本施策にアプトの道周辺の施設整備を位置づけましたので、今後、内部活用の計画が検討される中で、可能な範囲においてトイレ施設整備も検討したいと考えております。
42	13 観光の振興 【1】観光の振興 《施策展開の方向》 (1) 観光基盤の整備 ① 観光振興による地域の活性化	85	「碓氷関所跡」は貴重な文化財であると同時に、本市にとって極めて重要な観光資源である。未整備で粗末な現状でも年間2万を越す観光客が来る。昨年7月来、通常閉じている資料館を関所保存会会員が交代に開けて来客に対応し、関所の説明会ほか市内の総合観光案内をボランティアで行っている。 関所跡を団体客も見学できる状態に整備すれば、来客は倍増し、「鉄道文化むら」との累積効果で、観光振興・地域活性化は間違いなく実現できる。	

43	13観光の振興 【1】観光の振興 《施策展開の方向》 (1)観光基盤の整備 ①観光振興による地域の活性化	85	碓氷関所保存会のボランティアに参加して感じたことは、由緒ある関所にしてはあまりにも施設がお粗末である。資料館もトイレかと思ったという人も多数いた。トイレも暗く臭いたため女性客は誰一人利用する人はいない。観光客は中高年の人が多く他にトイレはないか尋ねてくる。施設の整備を早急にしないと今2万人以上の客は二度と来なくなってしまう。 また、丸山変電所もトイレがなく女性客は弱っているそうである。観光都市を目指すなら市の観光課職員は前向きにあたるべきであると思います。	
44	16効率的行財政運営 【1】効率的な行政運営 《現況と課題》ほか	91	元市職員が起こした事件による103年ローン問題についての言及がないのはおかしい。負の遺産の早期解消に向けた決意を明記すべきだ。	・事件後の再発防止対策、経緯や対応等については、これまでも市広報等に掲載させていただいておりますが、今後も再発防止に努めるとともに、市民の皆様へ必要な周知を行って参ります。
45	16効率的行財政運営 【2】健全な財政運営 《現況と課題》ほか	94	元市職員が起こした事件による103年ローン問題についての言及がないのはおかしい。負の遺産の早期解消に向けた決意を明記すべきだ。	
46	計画全体	-	安中市の計画を見ると日本全国どの市も似たような横並び要素のある計画だと思います。計画自体推進して当たり前の基礎的内容ですが、もう一歩踏み込んで具体的な部分迄の設定、考察が必要でしょう。そうでないと総論賛成、各論は反対かも知れません。 また、計画されている課題を推進し完了したとしてもその結果の姿、現象、その後の適切な運用、推進の姿が見えてきません。	・平成20年度から29年度までの10年間を計画期間とする総合計画基本構想において、まちづくりの理念として、「暮らしの安心」「地域力の発揮」「交流と協働」を掲げ、これを踏まえて本市の将来像を「豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち」と定めております。また、将来像の実現に向け、5つの基本目標「うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり」「いつまでも健康に暮らせるまちづくり」「生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり」「にぎわいと活力のあるまちづくり」「効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり」を柱に、それを実現するための17の基本政策を定めております。なお、今回のパブリックコメントの対象となった後期基本計画では、平成25年度から29年度における施策とそれを推進していくための指針を示しておりますが、この下に、基本計画に掲げた施策の具体的な内容であると同時に予想される社会的経済的条件または行財政制度の変化を踏まえて毎年作成する「実施計画」があります。これらに基づき市政各分野における施策を総合的かつ計画的に推進して参ります。
47	計画全体	-	十分な成果を得るためには、個々の計画を繋ぎ合わせるテーマ、イメージが必要です。どのように夫々の計画が派生、関連するかまでトータルイメージを持つ事が重要です。 そこで、今後の安中市においては“City Identification”(かつて民間企業でさかんだった“CI”に似たもの)のようなものを設定する必要があります。計画にある個々の機能を達成するだけでなく、計画の推進者当事者、担当者、市民等にとって夢の持てる共通認識、共通言語が必要です。 豊かな安中市のイメージを描き出し、その基で個々の計画が推進されるならば市外の人も羨む安中市となります。例として、海外ではガウディ設計の楽しい公園、ほか庭園都市、ロマンチック街道等憧れの地域があります。これらは機能を達成したばかりでなくプラスアルファがあって成された結果なのです。機能を達成する程度では十分では無いのです。プラスアルファとは何かを考える必要があります。	・本市は豊かな自然に加え、めがね橋や磯部温泉、北陸新幹線安中榛名駅や上信越自動車道の2つのインターチェンジ等を有しております。これらの地域資源や観光資源、恵まれた立地条件等、地域の特色・特性を活かしながら、市の将来像「豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち」の実現を目指して参ります。
48	計画全体	-	徹底的に緑溢れる、人も羨む良き未来の田園(誇るべき田舎町)であってほしいものです。(日本全国、均質化するべきでない・どこへいってもJRの駅舎、公立学校はどれも同じように見える現象・近いところでは軽井沢駅も同様) それこそ都会地住民の憧れの快適な田園生活地域が現出します。現在、私は秋間地区住まいですが、都内の生活経験から見れば一つのリゾート地帯ではないかとも思えます。 また冬期は日本海側の人達から見れば、トンネル超えれば関東の入口に位置し、青空、温泉等のある恵まれた地域に見えます。冬期の観光も見方、立場を変えれば成り立つでしょう。そこにまた新たな産業が生まれます。	
49	基本目標1全体	-	安中市、日本、アジアの良さは何かを世界の他地域比較で明確に認識する事が必要です。個々の計画よりも、まず全体としてのまとまりの良い特色、景観を思い描く事が必要です。 景観に関して、安中市全体のテーマあるいはイメージを緑あふれる市と仮定すれば、緑溢れる市、市街地、村落などは地方ならどこにもありますが、さらに進めて、緑溢れる公共建築物周辺の整備、建物も箱形の建物を排して新規性のある優しい形状、壁面には壁画、色彩のある壁面等で美的にも市民にサービスしても良いのでは。 また、現在の大企業の工場も緑あふれると言う趣旨にのって、 ○第一段階：環境上、視覚的にも優しい樹木で取り囲む。目隠しをする、公園工場化する。 ○第二段階：土地を舟底にして工場を地表面から下げる ○第三段階：将来的には地下工場化とする等々 さらに、道路も現在以上の拡幅は止める。自動車積載の電子機器の発展により事故をおこさない、おこりにくいものと成ります。高速道路では準自動運転も可能と成りますから、今迄の田舎道のイメージを残しながらの整備、保守が良いでしょう。安中杉並木を見習う等、多くの道路の両脇は並木とする等	・景観につきましては、景観計画の策定等を検討したいと考えております。なお、みどりの大切さは十分に認識しておりますが、管理等に多大な費用を要することも念頭においた検討・計画が必要と考えています。 ・一定規模以上の工場の設置については、工場立地法等により、工場周辺地域の生活環境保持に寄与するよう、緑地や環境施設を設けることが定められております。 ・道路整備につきましては、様々な意見がありますので、地域の要望及び利便性、安全性等を考慮しながら事業を実施して参ります。
50	基本目標4全体	-	産業は常に変化と循環をします。この動きを停滞させたならば、国際的に国力は後退するのみでしょう。国際的には激しく新陳代謝しざるを得ないのです。21世紀以降暫くは、日本の産業の主たる従来の大量生産販売改良技術中心の産業から、軸は知恵、創造産業に成らざるを得ないでしょう。また、大規模な工場、プラントの景観も上記の趣旨に基づいて変化せざるを得ないでしょう。	・新製品・新商品の開発・製造を行おうとする事業者に対しましては、「安中市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金制度」により支援しております。 ・大規模工場を含む景観形成につきましては、景観計画の策定等を検討したいと考えております。